

静岡県城山遺跡出土の具注暦木簡について

原 秀三郎

一 はじめに

一九八〇年三月六日、静岡県浜名郡可美村阿原・川北に所在する城山遺跡を発掘調査中、木簡に書かれた具注暦（以下、具注暦木簡と略称）が出土した。城山遺跡は、浜松市伊場遺跡の西隣に位置し、出土遺物の類似性や立地関係などから、伊場遺跡と元来一体のものではなかったかと考えられている遺跡である。また、すでに一九七七年の調査において、木簡五点が出土、今回の調査では具注暦木簡を含め三四点、通算三九点の木簡が発掘されており、伊場遺跡とともに地方の木簡出土遺跡としては質量ともに注目されている遺跡である。⁽¹⁾

具注暦木簡の出土直後、私もこれを一見する機会を得た。その時点では裏面の日付部の記載しか判読できなかったが、その後奈良国立文化財研究所史料調査室の精査により、表面に歳首部の記事があることが判明し、釈読が完了した。

本具注暦木簡の年代決定については、広瀬秀雄、岡田芳朗両氏が、調査団の依頼により、暦学の専門家の立場からそれぞれ鑑定を行い、日付の干支と十二直の組合せ等から、儀鳳暦による神亀六年（七二九）正月十八日、十九日、二十日の暦であることを明らかにした⁽²⁾（神亀六年八月五日、天平と改元）。その後、歳首部が判明、その記事に「太歳在己巳」と判読できる記載のあることから、右の推定が明確に裏付けられた。

この結果、本具注暦木簡は、わが国に現存する具注暦のうち最古のものであること、および、正倉院に伝来する奈良時代の三種の具注暦断簡は勿論、近年各地で出土が伝えられる奈良・平安時代の具注暦断簡がいずれも紙に書かれたものであるのに対し⁽³⁾、本具注暦は木簡に書かれているという点できわだった特徴を有することが明らかとなった。

それ故、本具注暦木簡は、単に暦として暦学的な考察の対象となるにとどまらず、同時にその素材の特徴から、また木簡学の組上にも上せらるべきものといえよう。小稿は、暦学に対する私の素養の

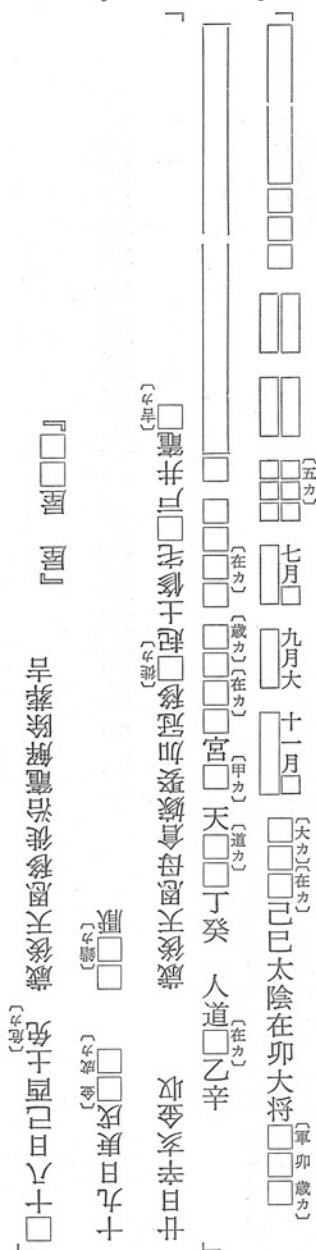
欠如から、暦学的考察についてはその方面の専門家にゆだね、専ら木簡学的関心から若干の考察を試みることにし、それに必要な限り暦の歴史や制度的・文化的側面についても言及することとしたい。また、本具注暦木簡を出土した城山遺跡、およびそれと関連の深いとされている伊場遺跡の性格についても、小稿の考察を基礎に、二の論及を試みたいと思う。

二 具注暦木簡の復元的考察

今回、城山遺跡より出土した具注暦木簡は、木簡それ自体としてはほぼ原形をとどめているとはいえ、具注暦として見た場合、この一簡のみで完結するものではなく、具注暦を構成する一片、一単位にすぎない。それ故、木簡に書かれた具注暦全体として見た場合、それはどのような形態や構成、あるいは機能等が考えられるか、まず、木簡それ自体に即して考察しよう。

具注暦木簡の形状は、全長五八・〇センチメートル、幅五・二センチメートル、厚さ〇・五センチメートルで、いわゆる短冊型の〇一型式に属する。両端は、下端がほぼ正しく方頭であるのに対し、上端はやや左に傾斜した方頭形を示している。右端はほぼ原状を保っているが、左端は上部約四分の一、下部約二分の一が割れて欠損しており、その間の四分の一程度はかなり腐朽はしているものの、ほぼ原形を保っていると思われる。左端上端より九・二センチメートルのところに、一見えぐりまたは切り込みによるかと思われる凹み（⁵）が認められるが、これは意図的な加工によるものとは思われない。

木簡の表には具注暦の歳首部が、裏には天地を逆にして反対方向から日付部が記されている。表は全般に腐朽がはげしく、肉眼では文字の判読はほとんど不可能であり、わずかに下半部が赤外線テレビによって判読可能である。裏は比較的保存がよく、肉眼でもある程度まで文字の識別はできるが、正確な判読にはやはり赤外線テレ



ビを必要とする。奈良国立文化財研究所史料調査室による釈読の結果は右の通りである。⁽⁶⁾

本木簡を、暦を構成する一単位としてみる時、まずその規格性に注目せざるを得ない。全長五八センチメートルは、いわゆる天平尺のほぼ二尺に相当するが、幅五・三センチメートルは尺に直して二寸弱、厚さは現存〇・五センチメートルであるが、表面の腐朽が甚しい点を考慮すれば、約二分と想定して大過あるまい。したがって、以上のことから長二尺、幅二寸、厚二分を標準的規格とする木簡を想定し、それらの組合せによって木簡に書かれた具注暦が構成されていたと考えることができるのではあるまいか。長さを除き、幅と厚さについて尺寸の整数値を得られないことは（もともと、長さについても上端がやや左に傾斜している）、厳密には二尺という規格が守られているわけではないが、この規格が長さを除いては厳格に守られていたとはいえないとも言えるが、しかし、幅についても、裏に三行三日分が書かれていることから、少なくとも三行分に必要な幅は確保されなければならなかったと思われ、現状から見て幅二寸という数値を一つの基準とみれば容認しうるであろう。長さ、幅にこのような規格性が認められれば、当然厚さについても不揃いであつてよいわけはなく、二分程度の厚さが基準として意識されていたと見て大過ないと思う。

すでに述べたように、本木簡の表には神亀六年の歳首部が、裏に

は同年正月十八日、十九日、二十日の三条が書かれているのであるが、この事実は、本木簡が神亀六年暦歳首部と正月条とが何枚かの木簡の組合せからなるものの一部であること、およびその組合せにおいて、歳首部につづく正月条が木簡何枚かを使って十七日で終り、ついで十八日からは第一枚目の歳首部の裏に逆方向から書かれて三十日に至る（神亀六年正月は大の月であった）というものであったということを示唆させる。では、こうした条件を満たすような木簡の組合せはどのようなものであつたらうか。

この問題を考える上での手掛りとして、正倉院文書（統修十四）に収められている「天平勝宝八歳具注暦断簡」がある。

○天平勝宝八歳具注暦^{正倉院文書}（統修十四）

天平勝宝八歳暦日

凡三百五十五日

正月大 二月小 三月大 四月大 五月小
六月大 七月小 八月小 九月小 十月大
十一月小 十二月大

太将在丙申

大陰在午 大將軍在午

歳刑在寅

歳破在寅

歳殺在未

黄幡在辰

豹尾在戌

右件太歳已下其地不可穿鑿動土因有
崩壊事演營者日与上吉并者修營無妨

り、正倉院に現存する奈良時代の具注暦三種中もつとも長大なもので、しかも歳首部を完全に伝えている点で他に類を見ない。文中歳首部の月の大小の記述で、八月大とすべきところを「八月小」と誤記したり、同じく歳首部八将神の方位で大歳在丙申とすべきところを「太将在丙申」としたり、また凶会日の記事中にも若干の錯乱が指摘されている他、本文の暦注記事にも若干の誤記・誤脱が見られるとはいえ、「三層中最も体裁の整ったもので、誤記や誤脱も少ないものであり、陰陽寮で作成され、内外諸司に頒布されたものと推定される⁽⁷⁾」とされているものである。

かつて、この天平勝宝八歳暦については、当時用いられていた儀鳳暦とは別の暦法によるものではないかとする論がたてられたことがあったが、岡田芳朗氏によりその根拠となる歳首部の八月小とする記載がすでにのべたように大月の誤りであることが古文書の日付を検討することによって明らかにされ、疑問は永解した⁽⁸⁾。

右のような性格を有する天平勝宝八歳具注暦断簡は、具注暦木簡の復元的考察にとって暦法上からも、また歳首部および正月条の遺存ということからも、まことに好史料といわざるを得ない。

まず歳首部の比較検討から始めよう。具注暦木簡の表が歳首部の書き出し部、すなわち木簡でいえば第一簡の第一面に当ることは、第一行の割書で書かれている月の大小の記事を勝宝八歳の具注暦の当該部分と比較対照することによって判明する。したがって具注暦

木簡第一行の書き出しは、誤記のない限り、

神亀六年暦日 凡三百五十四日 二月大 三月大 五月大
二月小 四月小 六月大⁽⁹⁾

で始ったと推定される。現在までに確認されたところでは、具注暦木簡の第一面は、一部二行割書(月の大小)を含む二行書きであるが、裏面の本文日付部が三行書きであること、および赤外線フィルムによる写真から判断して第一行、第二行がそれぞれ左右の端寄りに書かれていて、中間にもう一行入りうる余地のあることなどから、或いは裏面同様三行書きではなかったか、という疑念が生じうる余地がある。当初、私はそうした可能性も考慮して考察を進めていたが、墨痕等文字の存在を示す積極的根拠に欠けること、および、次に述べるように、具注暦木簡の歳首部は、勝宝八歳具注暦歳首部のように整ったものではなく、その省略された形式であることが判明し、元来二行書きでしかも具注暦木簡の歳首部は第一面のみで完結することが明らかとなった。

木簡学会第二回大会席上での岡田芳朗氏の示教によれば、具注暦歳首部は、天平勝宝八歳具注暦を例にとれば、第六行、第七行「右件太歳已下…修營無妨」の三二字、および第九行「右件歳徳已下」云々、以下全部が省略されうるものであるという(二七—二八頁参照)。このような前提にたち、具注暦木簡第二行の下半部、すなわち

「^(在カ)□□□□^(歳カ)□□^(在カ)□□^(甲カ)□□」云々から始まる二十字分を勝宝八歳具注暦の対応部分と比較してみると、

〔八歳曆〕 豹尾在戊 歳徳在南宮丙 天道在乙辛 人道

在丁癸

〔木簡曆〕

□□□□□□□□□□^{〔在力〕} 天道□丁癸 人道

□乙辛^{〔在力〕}

となり、一見して八將軍の方位につづいて歳徳、人道、天道の方位が書かれていたことが判明し、具注曆木簡歳首が省略型であることが証明される。したがって、具注曆木簡第二行の上半部には、歳刑、歳破、歳殺、黄幡の四神の方位を示す十五文字があったと推定される。このことは、第二行上半部の文字不明部分のスペースから判断しても矛盾はない。

右の推定の上に立って、歳首部の八将神以下の方位を記した部分を復元すると、欠字部分に誤記がない限り、

(以下第二行)

大歳。在己巳、太陰在卯、大將軍卯、歳刑在申、歳破在亥、歳殺在辰、黄幡在丑、豹尾在未、歳徳在東宮甲、天

道在丁癸、人道在乙辛 (。印は意による補字、¹⁰は段落を示す)

ということになろう。なお、記事中、第一行に、「大將軍在卯」とあるべきところを欠き、また第二行の「天道在乙辛、人道在丁癸」とあるべきところが、天道と人道の干支が入れかわっているなど、脱字、誤記が見られる。¹¹

以上、具注曆木簡歳首部は、簡略化された形式で、しかも一部二

行割書を含む二行で終わっていたと推定される。この前提にたち、具注曆木簡の正月条がさしあたり何枚の木簡を必要としたかについて考察してみよう。

具注曆木簡の裏面は、すでにのべたように、表とは逆方向から、正月十八日、十九日、廿日の三日分が三行で書かれている。一部判読不能の文字があるが、岡田芳朗氏の推定復元を参考に復元すれば、次のようになる。

艮十八日己酉土危 歳後天恩移徙治竈解除葬吉

十九日庚戌金成 陰錯厭

廿日辛亥金収 歳後天恩母倉嫁娶加冠移徙起土修

宅□戸井竈吉

(。印は意による補字、追筆は省略)

なお、岡田氏によれば、「□戸」の二字は不明で、曆注に戸字を用いることはなく、また井竈に続く文字としては治又は作が考えられ、曆注の末尾に近いものには種時、斬草が比較的多い¹²とのことである。

さて、このように、具注曆木簡の裏面第一行が十八日から始るということは、この間正月十七日までの分が欠けていることを意味する。そこで、天平勝宝八歳具注曆を参照すると、前掲(一七頁)のように、歳首部につづいては、「正月大^{天氣南行}月徳在丙」云々とその月の方

位を記した月首部があり、以下一日一行で日次が続く。月首部は、『大日本古文書』四では方位等を二行割で組んでいるが、『古事類苑』方技部が引く『観古雑帳』の「天平勝宝八歳具注曆抄写」によると、原本には「竹刀痕ノ白界」が引かれ、双行の部分もそれぞれ一行を用いて二行どりで書かれていることが判明する⁽¹³⁾。この事実はマイクロ・フィルムによっても確認でき（但し白界は確認できない）、『大日本古文書』の組版が原本に忠実でないことを示している。では、具注曆木簡の場合も、月首部が二行分を使って書かれていたかという点、私はその可能性が皆無とは言えないが、歳首部で月の大小を二行割書にしていることから、一行分で収めていたと推定する。とすれば、正月の月首から数えて十七日まで十八行で収まることになる、これを二行三行書とみて三で割ると、六枚の木簡が必要ということになる。この結果、歳首から正月十七日までの分として七枚の木簡が必要であったことになり、これら七枚の木簡の表には、歳首部に始まり、以下正月条の十八行が書かれていたことになる。そして、十八日からは、これら七簡を縦に裏返して、第一簡の裏から表とは逆方向に、十八日以降の九日分が一簡三行三日ずつの割で書かれ、第五簡（九月、十日、十一日）の裏の第一行に正月卅日²がきていたと推定される（一八頁参照。なお、1・2・3は表を、1'・2'・3'は裏を示す。）。

では、第五簡の裏の二行目以下と第六簡（十二日、十三日、十四日）、

第七簡（十五日、十六日、十七日）の裏面には何も書かれていなかったであろうか、それともつづいて二月条が書かれていたのであろうか。当初私は、一ヶ月分が一組となり、十二ヶ月分十二組（歳首部は正月分に含む）によって具注曆木簡一年分が構成されるのではないかと考えていた。ところがこうした前提で考えると容易に解きがたい疑問に逢着する。それは、この正月分が何故七枚でなければならなかったのか、六枚であっても、第六簡の裏は二行分の余白が生ずるのである。つまり、木簡の表裏を有効に使うとすれば、一ヶ月分は六枚で十分であり、七枚を必要とはしないのである。

そこで、現存する奈良時代の具注曆を見ると、いずれも前月条に引きつづいて次月条が書き継がれており、また『延喜式』によれば、後述するように頒曆の一年分は一卷からなっていた。とすれば、やはり木簡の場合も、同様にひとつづきのものとして考えてみる必要がある。太陰太陽曆の場合、平年は三五四日、又は三五五日であるが、この木簡具注曆の形式、すなわち歳首は実際は二行書きであるが三行分Ⅱ一面を使うとして計算すると、三五四行（二行一行）＋十二行（月首一行）＋十三行（歳首）＝三六九行となり、木簡表裏合せて六行で除すと、六一・五枚、すなわち裏面に余白を残す一簡を含め、一年分六二枚で足りることになる。三五五日の場合も同様の方法で計算すると、やはり六二枚で十分である。

次に、六二に近い七の倍数を求めると九であるが、七×九＝六三

という数は、七枚を九段重ねた数であり、六二枚に白木の一筒を加えることによって、きっちりと長方形（縦二尺、横一尺四寸、厚一寸八分）に収まることになる。この結果は、一年分の具注曆木簡の構成を考える場合、きわめて興味深いものがあり、また何故七筒を一単位として表裏が使われているかという疑問に対し、合理的説明が可能となる。

余白の一筒を加えて長方形にきっちり収まるためには、九筒を一単位とした七段の組合せでもないかとする意見も予想されるが、この疑いは、太陰太陽曆では二年又は三年に一度あつた閏年の場合を考慮すれば直ちに氷解する。閏年の場合は一年三八三日又は三八四日であるが、これを基礎に同様の計算をすると、いずれの場合も六七枚を必要とすることになる。これを七枚を単位に重ねて見ると、三枚の白木の筒を補って十段で収まるが、九筒を一段とした場合には八段で五枚の補足を必要とすることになり、七枚単位の組合せが、平年、閏年を通じて最も合理的であることが判明する。

右の考察から、具注曆木簡が何故七枚を単位として構成されているか、また、一年分の構成が月別に一組となつて十二組（閏年には十三組）からなっているのではなく、現存の紙に書かれた奈良時代の具注曆と同様、前月に引き続いて次月が間断なく書き継がれていたと見るのが合理的であることが判明した。そして恐らくは、平年

の場合は七枚九段重ね（約二尺・一尺四寸・一寸八分）、閏年は七枚十段重ね（約二尺・一尺四寸・二寸）の長方形にきっちり収まるものではなかったかと推定されるのである。

一年分の具注曆木簡の構成を右のように復元想定することは、ありうべき一つの可能性にすぎないのであつて、他にもっと合理的な想定が可能であるかも知れない。しかし、ここで唯一つほぼ確実に言えることとして、当初私が考えた月別に一組をなすという想定はほとんど成立しがたいということがある。私がこういう想定をした背景には、いまふり返って見ると、現行のカレンダー方式が暗黙の前提となつていたことに気付かざるを得ない。その時にはそれと自覚していたわけではないが、過去の理解の前にしばしば仕掛けられている常識の陥穽の一事例として自戒したい。

具注曆木簡の構成が仮に以上のようなものであつたとすると、それはどのように使用されていたのであろうか。この問題は不確かな基礎の上に屋上屋を架す危険性があるが、木簡の機能論としては避けて通るわけにはいかない問題であらう。

すでに述べたように、当初の私案では、七枚の木簡が一ヶ月分の冊書として編綴されていたのではないかと想定し、木簡学会第二回大会ではその趣旨で報告した。しかし、この点については、編綴の痕跡等証拠となるものに欠けるため、大会席上反対意見もあり、広く承認されるところではなかった。他方、編綴に反対する見方の場

合も、特に積極的な提言があったというわけではない。そこで、改めて今回新たに到達した私案にそって考えてみると、七枚を一単位としてその整数倍で一年分がきっちり収まるように配慮されていることから、一つには七枚を一段として積み上げた状態で、日次の進行に従い、反転したり、積み換えたりして利用したのではないかとということが考えられる。この場合、七枚九段の木簡曆を収納する外函(匣)の存在が予想されよう。

もう一つのありうべき想定として、一段七枚ずつが編綴された上で、曆として使用されたということも考えられる。この場合、編綴していた痕跡が残っていないという問題があるが、七枚一組で考えた場合、使用される日数は約四十日程度であり、木簡それ自体に痕跡の残る程の期間とも思えない。こうした利用の場合でも、やはり木簡を収納する外函の存在は当然考慮されて然るべきであろう。

木簡に書かれた具注曆がどのような形態と構成をとり、どのように使用されたかという点について、可能な限り想定を試みたが、もとより以上の考察があり得べき可能性の凡てを尽したなどとは毛頭考えてはいない。しかし、ほぼ原形を保つとはいえ、一簡のみの単独出土では、その形態・構成・機能等の解明に自ら限界がある。発想の転換もさることながら、やはり今後の関連資料の出現が期待されるのである。とはいえ、木簡の形態論および機能論上、具注曆木簡の出現は誠に意義深いものがある。従来、わが国の木簡は、

近年の出土例の増加とその形態の多様性にもかかわらず、いずれも単独で用いられたと見られる事例のみで、中国でそうであったように、冊書として編綴して使用されたとみられる事例は皆無であった。しかし、今回の具注曆木簡の出現は、明らかに冊書として編綴されて使用されたとする確証には欠けるものの、同一規格からなる複数の簡が組合されて一つの機能を果しているという新たな事例を提供した点で、わが国の木簡の単独的機能という特質に若干修正をせまるものがあつた。また、それと同時に冊書としての可能性をもなお残している点に興味が持たれるのである。

具注曆木簡のこうした木簡学上に占める意義を更に一層鮮明にするためには、やや観点を变えて具注曆木簡を具注曆としての側面から考察してみる必要がある。勿論、その場合、曆の内容に関わる天文・曆学的な考察としてはなく、いわゆる曆の文化的・制度的な側面について検討を加えてみたいと思う。そして、それを経た上で、木簡学的意義について再考してみたい。

三 太陰太陽曆の受容と造曆・頒曆

中国で発達したいわゆる太陰太陽曆がわが国にもたらされ、王權を媒介として次第に定着してゆくのは六・七世紀にかけての頃で、時あたかも古代国家の形成期にあつていった。太陰太陽曆採用以前

に、わが国固有の暦法が存在したことは、すでに本居宣長が「真暦考」⁽¹⁴⁾において考察したところである。この日本古暦Ⅱ自然暦の性格は、荒木俊馬氏によって「四季一循環の一年周期と、月の満ち欠けの周期たる朔望月とを強いて調和せしめようとはせず、したがって閏月などと言った概念も全然生じようがなく、また『一年を十二月と定むることはなかりし』ほど、大らかな暦であったが、暦としてはむしろ純粹太陽暦の性格を有していたものようである」と⁽¹⁵⁾されている。そして、こうしたわが国固有の自然暦から、朔望月による月次日次がようやく整い、これを一年四季の季節に配する中国流の太陰太陽暦形式へと移行して行った時期を、荒木氏は「履中朝から繼体朝に至る約百年間のこと」⁽¹⁶⁾としている。

中国流の暦法の伝来に関する『日本書紀』の記事は、欽明紀十四年六月条に、

別勅^ニ医博士、易博士、曆博士等、^ニ宣依^ニ番上下、今上件色人正当^ニ相代年月、^ニ宣付^ニ還使相代、又卜書、曆本種種藥物可^ニ付送、とあるのが初見である。この記事は、欽明十四年正月乙亥、百済が使を遣して軍兵を乞うたのに対し、同年六月内臣某を遣し、馬・船・弓箭を贈った記事につづいて見えるもので、ここに見える医・易・曆の三博士は百済の博士であり、この時交代の期限がきたため、還使とともに帰国することになったのである。その交代要員の来朝は、翌十五年二月条に、

別奉^ニ勅貢^ニ易博士施德王道良、曆博士固德王保孫、医博士奈率王有^ニ倭陀、採藥師施德潘量豊、固德丁有^ニ陀、樂人施德三斤、季德己麻次、季德進奴、对德進陀、皆依^ニ請代之、と見える。交代にあたって送付を要望した、卜書、曆本のことはいえませんが、恐らく交代の博士らとともにたらされたとして見て大過あるまい。

この時、五経博士や僧侶も交代したことが記されているが、五経博士の渡来はすでに繼体紀七年六月条に、

百済遣^ニ姐弥文貴將軍、洲利即爾將軍、副^ニ穗積臣押山、貢^ニ五経博士段楊爾、と見え、

同十年九月条には、五経博士漢高安茂が段楊爾に代って渡来したことが見えるから、百済によるこうした知識人、技術者の交代制による提供は、六世紀初頭の繼体朝に始まり、欽明朝には多方面にわたって次第に定着しつつあったと見られる。このことは、この時期のわが国はこうした文化的方面の知識人、技術者を擁さず、その提供を百済に依存していたことを意味するのであり、しかも興味深いことには、こうした文化の提供が大和王権の軍事力の提供の代償として行なわれていたと見られることである。こは、この問題についてたちいった考察をする場ではないが、わが国の文明化が、軍事力の提供と引換えに開始されたということは注目されてよいことのように思われる。

欽明朝に渡来した曆博士や曆本が如何なる曆法によるものであったかは『日本書紀』による限り不詳であるが、『周書』百濟伝には、兵有_二弓箭刀稍_一、俗重_二騎射_一、兼愛_二墳史_一、其秀異者、頗解_二属文_一、又解_二陰陽五行_一、用_二宋元嘉曆_一、以_二建寅月_一為_二歲首_一、とあり、また、元嘉曆使用のことは『隋書』百濟伝にも見える。このことから、百濟の曆博士や曆本は、宋の何承天が作り、元嘉廿二年（四四五）から六五年間行用されたといわれる元嘉曆によつていたと考えられている。⁽¹⁷⁾

このように、百濟から曆博士や曆本が直接もたらされていた六世紀においては、曆の使用が始まったとはいへ、国内に曆法を解し、曆を製作する能力や技術はなかったと見られるから、当然曆の使用は百濟の曆博士を擁する王室周辺に限られるもので、広く民間に普及するというようなものではなかったと思われる。

曆法技術の習得と導入は、よく知られているように、百濟僧觀勒によつて伝授されたところであった。『日本書紀』推古十年十月条には次のように記されている。

百濟僧觀勒來之、仍貢_二曆本及天文地理書_一、并遁甲方術之書_二也、是時選_二書生三四人_一、以俾_二學習於觀勒_一矣、陽胡史祖玉陳習_二曆法_一、大友村主高聰學_二天文遁甲_一、山背臣日並立學_二方術_一、皆學以成_二業_一、

これによれば、陽胡史の祖、玉陳が曆法を学び、その技術を習得し

たとある。また『政事要略』卷廿五には、

儒伝云、以_二小治田朝十二年歲次甲子正月戊申朔_一、始用_二曆日_一、⁽¹⁸⁾

とあり、觀勒によつて伝えられた曆法が、推古十二年（六〇四）の甲子年を期して実施に移されたと思われる。このことは、欽明朝に百濟の曆博士が交代で常駐し、曆の必要を満していた段階とは本質的に異なり、曆法が自国の技術として定着したことを意味するものといえよう。我国における曆の始用は、厳密にはこの時期に求めらるべきであろう。

ところで、わが国で最初に曆法を習得した玉陳のことであるが、その後裔陽胡史一族に曆法技術が伝承された形跡はない。この一族から、義老令の刊定に従い、また漢語にもよく通じていたといわれる陽胡史真身が出ているところを見ると、⁽¹⁹⁾確かに学問の伝統が伝えられはしたが、それが曆法とは限られなかったようである。

王権の伸長と国家形成の進捗の中で、曆の必要性和その定着化は益々高まり、かつ進展していったと見られるが、今日遺存する金石文史料で曆注の見えるものとして、野中寺弥勒菩薩半跏像銘文がある。そこには、

丙寅年四月大旧八日癸卯開記云々、

と見え、⁽²⁰⁾丙寅年は天智五年（六六六）に比定されている。また、文中の旧とは、唐の高宗の麟德二年（六六五）に採用された李淳風の作成になる新曆、すなわち麟德曆に対して、それまで中国で使われ

ていた元嘉暦のことをさすとする説があるが、これには異論もあり⁽²¹⁾、解釈は確定していない。開は、十二直の一つ、ひらくである。

十二直は、わが国で用いられた暦注のうちで最も古いものの一つといわれ、ここにそれが使われていることは、七世紀中葉の天智朝に具注暦が存在したことを示すものといえよう。なお、大宝以前の十二直記載例として、他に「戊戌年四月十三日壬寅収」云々と刻した妙心寺鐘銘文があり、戊戌年は文武二年に比定されている⁽²³⁾。

暦は人間の予定行為の指針や尺度となるものであり、集団の組織的行動にとって不可欠のものであるから、国家組織の発達、官僚機構の整備は必然的に暦の需要を増大させたと思われる。天武末年から持統朝にかけては、律令の編纂も進み、官僚機構も漸次整えられて、律令国家体制が急速に創出されてゆくが、これに伴って暦制も次第に整えられていったと考えられる。『政事要略』巻廿五には、

右官史記云、太上天皇持統元年正月、頒_ニ暦諸司、

と見え、持統朝に、陰陽寮が作成した暦を内外諸司に頒布するいわゆる頒暦の制度が始まったことが記されている。勿論、後にやや詳しく述べるような頒暦の制度がこの時に整ったとは言えないが、その濫觴をここに求めることができると思う。右官史記とは、伴信友が「日本紀年暦考」の中で、「持統天皇の御世の事を、太上天皇元年と記せるをおもへば、文武天皇の御世の右大史の記なるべし」⁽²⁴⁾と言っているように、右官とは右弁官の前身で、史記とはその史の

記録ということであろうか。『日本書紀』にはこの記事を欠くが、記事の信頼性は高いと見なければならぬ。しかし、問題は「太上天皇元年」を、称制元年（六八七）とするか、即位元年（持統四年（六九〇））とするかにある。干支を欠くため、いずれとも速断できないが、称制元年とすれば、天武の死は九月九日であるから、すでに天武存命中に頒暦の準備がなされていたということになるし、即位元年とすれば、即位は正月一日であったから、それにあわせて頒暦が行なわれたと見ることができる。持統四年という年は、造籍を始めてとして、浄御原官制の施行、百官の遷任など、律令制成立史上注目すべき年であり、右官史記にいう太上天皇元年が持統四年である可能性は決して小さくはないように思われる。

持統朝における頒暦の開始について、『日本書紀』は、持統四年十一月十一日のこととして、

奉_ニ勅始行_ニ元嘉暦与_ニ儀鳳暦、

と記している。元嘉暦は、すでに述べたように、南宋の何承天が作ったといわれる暦で、百濟を介してわが国でこれまで使われていたものであり、儀鳳暦は唐の麟徳二年（六六五）甲子歳を以て暦元として施行された李淳風の作になる暦で、中国では麟徳暦と呼ばれているが、わが国ではこれを儀鳳暦と呼んだとされている。何故儀鳳暦と呼んだかについて、『大日本史』は、かの地で儀鳳と改元（六七六年）したことにより、その暦もまた儀鳳の名ありとしているが、

中国で儀鳳暦と称した事実はないとされ、また別に、儀鳳年間にわが国に将来されたことによりこの名があるとする説もあるが、これまた根拠が明示されているわけでもなく、その名称の起源は明らかではない。⁽²⁵⁾ 日本古典文学大系本の頭注は、『日本現在書目録』に「麟徳暦八、儀鳳暦三」とあることを理由に、「麟徳暦と同じとみるにはやや疑問がある」としているが、暦学的にそれを裏づける事実が特に指摘されていない現在、両者は同じものと見て大過ないものと思われる。

この記事の最大の問題点は、元嘉・儀鳳両暦が併用されたということの意味である。二種類の暦が同時に併行して用いられるということは一般的には考えられないことであり、この記事の解釈をめぐっては、古くは『類聚三代格』貞観三年六月十六日の太政官符に引く、陰陽頭兼暦博士大春日朝臣真野麿の解状に「有勅始用元嘉暦、次用儀鳳暦」と見える他、江戸時代以来種々の論議がなされてきた。⁽²⁷⁾ 暦学の今日的達成によると、すでにのべたように、元嘉暦の行用は欽明朝以来考えられるところであるから、この持統四年の記事は両暦併用の開始とみるべきであるが、その場合併用とは二様の暦日が頒暦に記載されるということではなく、元嘉暦によって暦日を定め、「儀鳳暦はようやく誤差の累積してきた元嘉暦の補正、特に日蝕の推算などに補足的に使用された」と考えられている。⁽²⁸⁾

しかしながら、この併用が何時まで続けられ、儀鳳暦の単独行用

に移行したのは何時か、といった問題は今日なお明らかではない。持統十年（六九六）までいわゆる併用が続いたこと、および文武二年（六九八）からは儀鳳暦によっていることについてはほぼ確定的であるが、持統十一年すなわち文武元年（六九七）の暦日がいずれの暦法によっていたか、その点が不明瞭なのである。

あたかもこの年は『日本書紀』の最終年、『統日本紀』の第一年に当る年で、八月一日に持統讓位・文武即位が行なわれた。このことにつき、『日本書紀』と『統日本紀』とは日付の干支が相違しているのである。すなわち、

(イ)『日本書紀』持統十一年条

八月乙丑朔、天皇定策禁中、禪天皇位於皇太子、

(ロ)『統日本紀』文武元年条

八月甲子朔、受禪即位、

とあり、(イ)は元嘉暦の暦日であり、(ロ)は儀鳳暦のそれである。

右のように、同一年が二つの暦法によって記録されていることから、岡田芳朗氏は元嘉暦から儀鳳暦への移行について、

(1)持統十一年年初（作暦は前年中）

(2)文武即位の際（作暦は持統在位中）

(3)文武二年年初（作暦は文武元年中）

の三つの場合が考えられるとし、なかでも(3)がもっとも可能性が高いとした。⁽²⁹⁾ (3)とした場合、統紀の八月朔日以降の記事が儀鳳暦によ

っていることが問題となるが、これは『統日本紀』の編纂過程で、巻初から儀鳳曆によって統一された結果であるとした。そして「この場合、即位を甲子朔とすることも意識されたであろう」とし、さらに、「元嘉曆から儀鳳曆への移行は、すでに行用二百年に達して誤差の累積していた元嘉曆を廃し、現に唐朝行用の儀鳳曆に改めていこうという国際的趨勢のなかで、きわめて政治性⁽³⁰⁾に、その時期が選定されたものと考えられる」と論じた。この岡田氏の推論は、大筋において承認さるべきものと思われるが、唯一つ補足的に私見を加えるならば、文武即位を八月甲子朔に行うということが為政者の最大関心事であったのではないかということである。いわゆる甲子革命⁽³¹⁾ということは当時の為政者の強く意識していたところであり、いわゆる政新之詔が大化二年正月甲子朔に発せられたとする『日本書紀』の作為も、そうした思想にもとづくものといえよう。勿論、誤差の累積した元嘉曆の廃止にせよ、また文武即位にせよ、早晚着手しなければならぬ問題であったに相違ない。しかし、いわゆる両曆併用のもとで、儀鳳曆によって八月一日甲子という日を予め選び、その日を期して文武即位を挙行したということには、それによって二つの課題を一挙に果そうという狙いがあったと見なければならぬ。私はこの事実の中に、古代における曆の政治的性格が端的に表現されていると考えるのである。

文武即位を契機とし、文武二年から一般に行用されたと推定され

る儀鳳曆は、その後天平宝字七年（七六三）までの六六年間用いられた。『統日本紀』天平宝字七年八月戊子条には、

廢儀鳳曆、始用大衍曆、

と記されているが、大衍曆が実際に用いられたのは翌宝字八年正月一日からのことである⁽³²⁾。この事実は、儀鳳曆の施行に関するさきの推定を助けるものとなる。

新たに採用された大衍曆は、唐僧一行の作になるもので、唐の開元十七年（七二九）に始用され、三三年間にわたって用いられた⁽³³⁾。

わが国へは、天平七年（七三五）、入唐留学生下道朝臣真備によって、大衍曆経一卷、大衍曆立成十二卷などがもたらされ⁽³⁴⁾、天平宝字元年十一月には、大衍曆議が曆竿生の教科書の一つとして採用された⁽³⁵⁾。そして、天平宝字八年から天安元年（八五七）に至る九四年間

施行され、さらに天安二年より貞観三年（八六一）までの四年間、

五紀曆と併用された。貞観四年からは、貞観元年に渤海大使馬孝慎がもたらした宣明曆が施行され、貞享二年（一六八五）、保井（渋川）春海がわが国独自の技術によって編纂した貞享曆が施行されるまで、実に八二三年間にわたって用いられた⁽³⁶⁾。

以上、太陰太陽曆のわが国への伝来と定着、および曆法の変遷について略述したが、次に造曆と頒曆について制度的側面を中心に述べることにしよう。

すでに述べたように、古代においては曆は王権や皇帝の独占する

ところであり、律令制下では曆の作成は陰陽頭の所轄するところ
で、陰陽寮には曆博士一人と曆生十人がいた。曆博士の相当位階は
従七位上で、その任務は職員令に「掌_三造_三曆、及教_三曆生等_二」と規
定され、また曆生は「掌_三習_三曆」とある⁽³⁷⁾。曆の作成に関する令の規
定としては、雑令造曆条に、

凡陰陽寮、毎年預造_三来_二年曆_一、十一月一日、申_三送_三中務、中務奏
聞、内外諸司、各給一本、並令_三年前至_三所在_一、

とあり、造曆は曆博士が曆生を使って行い、それを通じて博士は曆
生の教育を行っていたものと考えられている⁽³⁸⁾。

造曆の過程を、『延喜式』の規定を中心にその概略についてたど
ってみると、まず陰陽寮式曆本条に、

凡曆本進_三寮、具注御曆八月一日、七曜御曆十二月十一日、頒曆
六月廿一日、並為_三期限_一、

とあり、曆本すなわち曆博士が作成する来年の曆の原稿の提出期限
が定められていた。文中、具注御曆とは天皇および中宮・東宮の用
に供される具注曆、七曜御曆とは天皇に供される日、月、五惑星
(木・火・土・金・水)の天上の位置を記した天体曆であり、頒曆と
は内外の諸司に頒布される具注曆で、内容的には具注御曆と同じも
のであったろうといわれている。なお、当時曆といわれたものに
は、具注曆、七曜曆の他に、八二年に一度造進される中星曆と呼ば
れるものがあつた⁽⁴⁰⁾。

曆本が陰陽寮に提出されると、陰陽寮では必要数を書写して十一
月一日に中務省に申送り、中務省はその日に天皇に奏聞(義解によ
れば、太政官を経ず中務が直奏する定めであつた)、それと同時に諸司に
各々一本を給付し、年内に配り終えるのが令の定めであつた(前掲
雑令造曆条)。内外諸司への給付について、雑令造曆条義解に、

謂、被_三管寮司及郡司者、省国別写給、

とあり、頒曆の配付先は省国止りで、省国被管の寮司や郡司には省
国の責任で書写して配付することになっていた。

この十一月一日の中務奏聞および内外諸司への頒曆について、延
喜太政官式新曆条には、

凡陰陽寮造_三新曆_一畢、中務省十一月一日奏進、其頒曆者、付_三少
納言_一令_三給_三大臣、大臣転付_三弁官、令_三頒_三下内外諸司_一、

とある。これを造曆条と比較すると、次のような相違に気付く。

まず第一は、令で中務奏聞とある点が、太政官式では中務による
新曆の奏進となっていることであり、第二は令ではその手続が明示
的でなかった頒曆が、太政官式においては太政官の職務として明文
化されていることである。第二の点は、令に対する式本来の性格に
由来する事柄で、令の規定をうけてその施行細則を明記したもので
ある。『三代実録』元慶七年十一月甲子朔条には、

陰陽寮奏_三御曆、并進_三頒曆於太政官、例也、

と見え、頒曆の造進先は太政官であつたことが判明する。しかしな

がら、『貞観儀式』進御曆儀には、十一月一日中務が陰陽寮を率いて御曆と頒曆とを奉覽させた後、退出して、

大臣即以^ニ頒曆^一賜^ニ太政官^一、転付^ニ弁官^一令^レ頒^ニ下内外諸司^一、

と記しているから、⁽⁴¹⁾頒曆は太政官に進めるとはいえ、一旦は御曆とともに天皇に進覽したものと思われる。したがって、第一の相違も、同じことの別な表現とみるべきであろう。

十一月一日の新曆奏進は御曆奏とよばれ、年中行事化した。その儀式のありさまは、右にあげた『貞観儀式』の他、延喜陰陽式進曆条や『北山抄』、『政事要略』卷廿五所引の『清凉記』などに見える。それに立入ることはやや本筋から外れることになるので省略する。

右の御曆奏において供進される天皇および中宮の具注御曆は上・下二巻からなり、六月以前が上巻、七月以後が下巻であった。また頒曆は一六六巻であった(弘仁陰陽寮式逸文・延喜陰陽寮式寮進曆条⁽⁴²⁾)。これらを御曆の場合は黒漆函に納れて黒漆机に置き、また頒曆は赤漆韓櫃にいれ布綱三条をかけて延政門外に運び、そこから宮中に入り御曆奏の儀が執り行なわれた(同進曆条・造用度条)。

これら御曆六巻三組、頒曆一六六巻はどのように作られたか。そのための用度と人功が延喜陰陽寮式造曆用度条に詳細にわたって記されている。その一々については繁雑にわたるため省略するとして、⁽⁴³⁾まず料紙に注目してみると、具注御曆二巻分の料紙は四七張で、そ

れに七曜曆料二三張と破損料・閏月料五〇張を合せ、上紙一二〇張が計上されている。これに対し頒曆一六六巻料としては、巻別一六枚で合計二六五六張(紙質については特に記していないから、並紙である)が計上され、閏月のある年は巻別に二張が加えられる定めであった。

ところで、頒曆一六六巻について、広瀬秀雄氏は、具注御曆が上下二巻からなるものであることから類推し「頒曆を百六十六巻造るということは、八三組のことであろう⁽⁴⁴⁾」としている。しかし、陰陽寮式造曆用度条には、

頒曆一百六十六巻料、紙二千六百五十六張^{卷別十六張、有閏月、年卷別加三張}とあり、また同条に

曆本三巻料九十張^{冊七張、具注本料、廿四張七曜本料、十九張頒曆本料}、

とも見えることから、頒曆本が一九張一巻で完結していたように、頒曆もまた平年一六張・閏年一八張一巻で完結していたと見なければならぬ。曆と曆本とは、御曆の場合にはともに四七張で同数であるが、頒曆の場合には閏年の場合でも曆本の方が一枚多く計上されている。曆本には頒曆にはない字句が若干加えられていたのであるか。御曆と頒曆とは、紙質ばかりではなく料紙の数も倍以上の差があるが、内容的にはすでに述べたように差はなかったとされている。勿論、本質的な違いがあるうとは考えられないが、字配りや表具などに相当なひらきのあったことは、軸一つをとって

も、御暦が花軸であるのに対し、頒暦は檜軸といったように明らかである。⁽⁴⁵⁾

頒暦が一年分一巻であったとなると、一六六巻という数が改めて問題となる。義解によれば、配付の対象となる内外諸司は省国止りであったから、どう数えても八〇数巻で足りるはずである。それがどうしてその倍も必要なのであろうか。今仮に、『延喜式』に載す内官の寮司以上を数えると総計五三に達するが、これに国以上の外官を加えても一三〇程度であり、一六六までにはなお余裕がある。

してみると、『弘仁式』の段階で、義解のいうような所管の寮司については省別に写して給付するという頒暦のありかたは解体していたと見なければならず、またさらに内外諸司以外にも配付されていた可能性がでてくるのである。

御暦・頒暦とも、その造暦は書写によっていたのであるが、その人功について延喜陰陽寮式造暦用度条には、

装潢手单冊五人、写御暦手单五十五人並圖書、
手冊一人諸司史生廿三人、内豎四人、大
舎人四人、並不在給食之限、

などである。御暦については図書寮の官人が当り、延べ五五日を要し、頒暦の場合には諸司の史生、内豎、大舎人ら三一人が動員されるとしている。頒暦が持統朝に遡るものであるとすれば、造暦も当然その頃から行なわれたわけであるが、藤原宮跡から暦作に関する木簡が出土している。文面は、

・ 恐々受賜申大夫前筆

・ 暦作一日二赤万呂□

(121)×(24)×3 019

とあり、筆の請求に関する文書とされている。⁽⁴⁶⁾『延喜式』では紙・筆・墨等の請求は中務省図書寮に出す定めであったから(陰陽寮式造暦用度条)、この文書の宛先も図書寮の可能性が大きい。なお、文中「暦作一日二」の二は筆数とも暦数とも思えず、甚だ難解である。

ところで書写に必要な人員は造暦用度条に定める人員だけでは済まなかったようで、延喜式部式上、写暦手条には、

凡陰陽寮写暦書手者、簡取諸司史生二充、其頒諸国一曆者、省令三朝集雜掌写之、

とあり、諸国への頒暦は諸国から上京してくる朝集雜掌に書写させていたことが判明する。朝集雜掌については、天平九年の「駿河国正税帳」に、

去年朝集雜掌文部大嶋半布臣広麻呂

当年朝集雜掌半布臣嶋守廬原君足磯

などに見える。⁽⁴⁷⁾ 彼らはいずれも国府の下級官人で、駿河国府の所在地である安倍郡や、近郡の廬原郡に本居を有する地方有力氏族の一員で、同じく国府下級官人である郡散事と出身階層を等しくするものであったと思われる。⁽⁴⁸⁾ したがってまた、彼らは時には郡家の主政や主帳にもなり得たであろう識字階級で、上京時に頒暦の書写を命ぜられたばかりではなく、国府においては、国府から郡司に給付す

る暦の書写にも当たった可能性もある。

朝集雜掌による頒暦の書写ということが何時頃まで遡りうるのか明らかではない。しかし、国府に給付された頒暦をいわば暦本として国内の郡司向けの暦が作成されるということは恐らく頒暦の開始と同時にあったと思われるから、その際国府で朝集雜掌・郡散事クラスの国府下級官人が書写に参加したことは十分考えられることといわねばならない。

このように考えると、城山遺跡出土の具注暦木簡は、太政官から遠江国府に給付された頒暦を暦本にそれを抄出する形で書写したものとも考えられるのであるが、その場合、朝集雜掌、郡散事等の国府下級官人の書写になるものとする推定もあながち的外れのものとはいえないように思えるのである。

四 具注暦木簡の意義——むすびにかえて

以上、具注暦木簡について、まず木簡それ自体について検討し、ついで具注暦の歴史と制度的側面について考察を加えてきた。最後に、これらの考察をふまえ、具注暦木簡の意義について、二、三の私見を述べたいと思う。

まず、具注暦木簡のもつ木簡学上の意義について考えてみると、まず第一に、本木簡の出現によって、一文書が規格性をもつ複数の

木簡によって構成されるというこれまでわが国の出土例では知られていなかった事例が初めて確認されたということが指摘できる。これまでも、何枚かの木簡が連結されるという事例が知られていなかったわけではない。その一つとして、いわゆる成選短冊に類する式部省考課・選叙関係木簡がある。これらはいずれも上端近くの側面に穴が貫通しており、同種のものを紐を通して編綴（『延喜式』では「綴貫」という表現を用いている）できるようにになっている。しかし、

この場合、個々の木簡は内容的に独立しており、狩野久氏が言うようにいわゆる整理カードとして利用されており、首尾完結した一文書を構成するいわゆる冊書ではない。⁽⁴⁹⁾ また同一内容の木簡を一括するために、木簡の上方や下方、あるいは中央部などに小穴をあけたものもある。なかでも下方に小穴をあけたものの多いのは「檜扇形に綴って、檢索に便利ならしめるための処置」⁽⁵⁰⁾ と考えられている。

こうした事例は地方出土の木簡にも見られ、静岡県二之宮遺跡出土の「大郷 小長谷部宮□」（〇一形式）と記された木簡は、上部がやや広く下方にすばまった形をしており、檜扇形に束ねるのに好都合な形態を示している。⁽⁵¹⁾ この場合もやはり整理カードとして使われたと思われる事例で、一文書を構成するものではない。

これに対し、具注暦木簡は、個々の独立的な内容からなる木簡の不特定多数が集合したものではなく、首尾一貫した一文書が少なくとも六二枚の木簡の表裏を使って構成されていると考えられるので

あるから、従来わが国では知られていなかった事例に属するといわねばならない。この意味からも、本木簡の発見は木簡学上特筆すべきものといつてよい。

第二は、これら少なくとも六二枚の木簡がどのような状態で結合されていたか、いわゆる中国の漢簡がそうであったように、編綴されていたかどうか、という問題がある。すでにのべたように、私見によれば、これら六二枚の木簡は、白木の簡一枚を加えることにより、七枚を一段として九段重ねできつちりと、縦二尺、横一・四尺、厚一・八寸の長方形に収まるものであった。したがって編綴されていたと仮定しても、七枚が単位で表裏と続いているから、六二枚が一つに連結されるということは考えられない。ありうるとして七枚ずつの編綴である。しかし、現在までのところ編綴されていることを裏付ける積極的根拠はない。したがって、編綴問題についていえば、その可能性が皆無というわけではないが、現在までのところその可能性は稀薄であるといわざるを得ない。では、これらの木簡はどのように使われていたか。この点については全く憶測の域を出ないが、すでに述べたように函(又は匣)に収められて、七枚ずつを順次裏返したり、積み換えたりして使用したのではなかったかと考えてみた。一つの可能性として提示し、識者の御批判を得たい。

第三に、具注曆木簡を右のように復元した場合、木簡様式論上こ

れを如何に位置づけるか、という問題がある。木簡様式論が今日到達したところによれば、日本簡は、木紙併用期の木簡として、中国の楼蘭・ニヤ出土の魏晉簡に類似し、形が一定せず、表裏両面に文字が書かれ、一簡独立的で編綴されることがなく、したがって書かれる内容に応じて簡の大きさが変化するという特徴をもっていると考え、内容的には、Ⅰ文書様木簡、Ⅱ付札、Ⅲ習字・落書、Ⅳその他の四種類に分類されている⁽⁵²⁾。

具注曆木簡の出現が「日本簡に編綴なし」という大原則を決定的に覆すに至らなかったということは、また右の分類についても同様に言えることであって、この一簡の出現によって四分類に大きな変更が加えられるというわけではない。では具注曆木簡は右の四分類のどの範疇に入れるべきか。まず、Ⅱ、Ⅲでないことは明らかであるから除外すると、最初に文書様木簡との関係が問題となる。ところがこの様式は「書式上何らかの形で授受関係が明らかにされているもの⁽⁵³⁾」という規定になっているから、具注曆木簡の場合はあてはまらない。したがって、結局、伊場遺跡出土の百怪呪符木簡や、平城京東三坊大路側溝出土の告知札などと同様に、特殊例として、Ⅳその他に分類する他はない。そして、少なくとも、六二枚の木簡を必要とするという本木簡の特殊性は、具注曆という長文の文書を木簡に写す(或いは木簡に書く)という場合に生ずる例外的な事例とすべきであろう。こうした事例は、具注曆以外にも、例えば写経、写

本などの典籍、あるいは戸籍の前身としての名籍、年籍などにも考えられるが、現在までその存在は確認されていない。今後、こうした事例が出現すれば、一つの分類項目を立てることも可能であるが、現状では特殊例としてその他に含める他はないのである。

次に、具注曆木簡の出現が意味する、曆の歴史上、制度上の意義について要約しよう。まず第一に注目すべきは、当然のことながら、神亀六年（七二九）という年に、地方の郡家と推定される官衙遺跡において木簡に書かれた具注曆が使用されていたという事実のもつ重みである。このことは多面的な意義を有し、一言で尽すことはできないが、私が関心を引かれたことの一、二を記せば、一つには木紙併用ということが、地方では意外と根強く残っているという印象であり、二つには、私の復元に大過がなければ、その計算された構成の美事さである。前者については紙の貴重度について再考せねばならないし、同時にそのことの裏返しとして、時代を遡れば木簡が書写手段として予想以上に広汎に利用されていたのではなかったかという問題に連なる。また後者についていえば、こうした計算された構成は一朝一夕に出来上るものと思えず、曆に木簡が使用されるということは長い伝統を有する事柄ではなかったかと考えさせるものがある。ここに至れば、自ら前者の問題にも関連してくるのである。

第二は、この具注曆木簡が何処で書写されたものか、という問題

である。この問題は歳首部にみられた省略をどう見るかということと深く関連している。すでに指摘されているように、天平勝宝八歳具注曆断簡が諸司に配付された頒曆であるとすれば、遠江国府に給付された頒曆も、基本的にはそれと同一の形式のものと見なければならぬ。そして国府はこれをもとに、複本を作り、国内の郡司に配付する責務を負っていたわけであるが、その場合、省略なしのものを作成して配付したのか、それとも具注曆木簡に見るような抄出本であったかが問題である。この問題については現状では決め手を欠き、見方によってはそのいずれとも解しうる。計算された構成に着目すれば、一郡衙の創意とは見做しがたいし、また頒曆の性格からすれば、原則的に抄出本は考え難いように思えるからである。いずれにもせよ、この問題は今後の課題である。

最後に、具注曆木簡が、城山・伊場両遺跡の性格の解明にとって有する意義について二、三付言しておきたい。城山遺跡の性格については、すでに一九四九年の国学院大学伊場遺跡調査隊の発掘調査において、墨書土器、緑釉陶器、宝相華文を描いた須恵器片、富寿神宝等が出土したことから、敷智郡衙ではないかと推定されていた⁵⁵。しかし、その後、隣接する伊場遺跡が脚光を浴びたのと対照的に、久しく放置されてきたが、一九七七年以来、埋立工事に伴う事前調査が着手され、現在まで三回にわたる調査が行なわれた。その結果、遺構としては、整地層、杭列、掘立柱建物、井戸、小溝等が、ま

た遺物としては奈良時代から平安時代にかけての多量の須恵器、土師器の他、灰釉陶器、唐三彩陶枕を含む彩釉陶器、木簡、墨書土器、円面硯、平瓦、銅製壺鍔、斎串・人形・馬形・曲物等の木製品が出土し、中心的建物の検出はできなかったものの、遺物において注目すべきものがあり、郡家址としての性格は一層顕著になった。⁽⁵⁶⁾なかでも、「郡」、「厨」と墨書した土器の出土は有力な証拠となるものであるが、特に具注暦木簡の出土は、他の木簡とあいまって郡家としての性格を決定づけたといつてよい。

すでに述べたように、具注暦は国府から郡司に給付さるべく義務付けられていたものであり、国家機構の末端としての郡家を象徴するものといつて過言ではない。今回出土の具注暦木簡が国府から給付された頒暦そのものであるか否かにはなお問題は残るとしても、そうした頒暦を前提としない限り、本木簡の存在も理解できないことは明白である。

城山遺跡出土の墨書土器の中に「少穀殿」と書かれたものがあり、伊場遺跡出土の「竹田二百長」の墨書と合せ、城山遺跡が軍団にかかわる遺跡ではないかと言われたことがある。確かに、少穀にせよ二百長にせよ、軍団にかかわる名辞ではあるが、これらの名辞を記した土器の出土が直ちに軍団の遺構と結びつくものではない。「少穀殿」という敬称づきの名辞は、むしろ少穀が賓客的立場にあることを示している。したがって軍団の少穀が客として迎えられる

場こそが考えられなければならない。そして、そのような場とは何よりもまず郡家を描いては考えられないのである。このように考えると、郡家とするには一見矛盾するかに思える墨書土器の存在も、逆に郡家説を補強するものに転化するのである。

こうした問題は伊場遺跡についてもあてはまる。伊場遺跡の性格をめぐっては、数智郡家説をはじめとして、栗原駅家説、国又は郡の津説、あるいはそれらの複合説など、百家争鳴の観を呈しているが、⁽⁵⁷⁾これらの混乱とも見える諸説の錯綜は、遺跡の本質と属性とを論理的に区別することなく、混同して論じているところにその原因がある。ここはこの問題を詳論する場ではないので要点のみ記しておく。元来、城山・伊場両遺跡は一体のもので、律令国家成立期の評から郡に至る地方行政組織の推移を体现している遺跡であり、また少なくとも令制下においては城山地区に郡家の中心があり、伊場地区は「下厨南」の墨書が意味するように、郡家を構成する一部に過ぎない。この両遺跡の関係は、あたかも駿河国志太郡家址、御子ヶ谷遺跡と秋合遺跡の關係に類似している。⁽⁵⁸⁾したがって両遺跡の本質は郡家たる点にあり、そうした郡家が、その有する政治的、経済的、文化的諸機能の多面性において、軍団や駅家や郷里、あるいは国府や中央政府などといかなる關係をもち、そしてその關係が出土遺物の中にどのように具現されているかを具体的に考察することによって、個々の遺物のもつ意義と郡家機能の多面性とが矛盾な

く統一的に理解しうるのである。栗原駅家との関係についていえば、隣接する駅家の長としての駅長は常時郡家に入し、郡家での給食や饗宴にしばしば参加していたと考えられるのであり、また伝馬をはじめとする交通や水運の機能も郡家の本質的属性の一つとして多面的に位置づけることができる⁵⁹⁾と考えるのである。

従来ややもすれば、郡家は政治的機能のみ一面的に強調される傾向があり、そのもつ交通や文化などに果した多面的機能が看過されてきたらしいがある。城山・伊場両遺跡をはじめとして、静岡県御子ヶ谷遺跡や坂尻遺跡、あるいは岡山県百間川・当麻遺跡など、近時各地で調査されつつある注目すべき地方官衙遺跡の提供する豊かな資料を総合し、生々とした歴史認識にまで高めてゆく仕事がいま古代史研究者に課されている。この課題に応じてゆくためにも、叙上の諸点がわれわれの研究方法にかかわる問題として反省されなければならぬと思うのである。

- (1) 『浜名郡可美村城山遺跡範囲確認調査概報』(可美村教育委員会、一九七八年)。「一九七八年出土の木簡——静岡・城山遺跡」(『木簡研究』創刊号、一九七九年)。「一九七九年出土の木簡——静岡・城山遺跡」(『木簡研究』第二号、一九八〇年)。辰巳均「城山遺跡と唐三彩」(『月刊考古学ジャーナル』一九六号、一九八一年)。
- (2) 広瀬秀雄「城山遺跡出土木簡具注暦の年代」(一九八〇年五月二二日付、静岡県可美村教育委員会宛提出)、岡田芳朗「木簡具注暦年代調査報告書」(一九八〇年六月二日付、静岡県可美村教育委員会宛提出)。

- (3) 天平十八年具注暦「正集八、統修十四」(『大日本古文書』一ノ五七〇～五七四頁)。
天平二十一年具注暦「正集八」(『大日本古文書』二ノ三四七～三三三頁)。
天平勝宝八歳具注暦「統修十四」(『大日本古文書』四ノ二〇九～二一七頁)。
- (4) 具注暦出土遺跡として現在までに知られているものに、岩手県伊沢城跡(漆紙)、宮城県多賀城跡(漆紙)、茨城県鹿ノ子遺跡(漆紙)などがある。いずれも東日本である点が興味深い。
- (5) 奈良国立文化財研究所史料調査室調査書、木簡番号二〇。
- (6) 「一九七九年出土の木簡——静岡・城山遺跡」前掲三二頁。
- (7) 岡田芳朗「奈良時代の頒暦について」(『日本史攷究』文獻出版、一九八一年)二九頁。
- (8) 岡田芳朗「天平勝宝八歳・九歳の暦日について」(『女子美術大学紀要』第三号、一九七一年)。大谷光男「正倉院所蔵の具注暦」(同『古代の暦日』雄山閣、一九七六年、所収)。
- (9) 月の大小は、内田正男『日本暦日原典』(雄山閣、一九七八年)によった。
- (10) 岡田芳朗「奈良時代の頒暦について」(前掲)所収の八将神方位表(二五頁、歳徳方位表(二六頁)を参照し、また岡田氏より直接示教を受けた。
- (11) 岡田芳朗「木簡具注暦年代調査報告書」(前掲)。
- (12) 岡田芳朗「奈良時代の頒暦について」(前掲)三二頁。
- (13) 『古事類苑』方技部六、暦道下、三七七～三七八頁。なお、岡田芳朗『日本の暦』(木耳社、一九七二年)口絵二頁に歳首部の写真が掲載されている。
- (14) 『本居宣長全集』第八巻(筑摩書房、一九七二年)所収。

- (15) 荒木俊馬『日本曆学史概説』(恒星社、一九六〇年)五六～五七頁。
- (16) 同右、六一頁。
- (17) 広瀬秀雄『曆』(近藤出版社、一九七九年)七〇頁。日本学士院編『明治前日本天文学史』第三編「曆法及び時法」(日本學術振興會、一九六〇年)二四二～二四三頁。
- (18) 正月戊申朔は、『新訂増補 国史大系』本頭注に、「当抛書紀作戊戌」とあり、また『日本曆日原典』(前掲)も朔日の干支は戊戌としている。或いは誤記か。
- (19) 『日本古代人名辞典』第六卷(吉川弘文館、一九七四年)一七六二頁。
- (20) 『飛鳥・白鳳の在銘金銅仏 銘文篇』(奈良国立文化財研究所、一九七七年)一〇三頁。
- (21) 岡田芳朗『歴史考古学と紀年法』(『古代』六九・七〇合併号、一九八一年)六〇頁。
- (22) 同右、五九頁。
- (23) 『古京遺文』(日本古典全集刊行會、一九二八年)二〇頁、および山田孝雄「妙心寺鐘銘考」(同書所収)参照。
- (24) 『比古婆衣』卷之一(『伴信友全集』第四、国書刊行會、一九〇七年)一八頁。
- (25) 『明治前日本天文学史』(前掲)六〇頁。日本古典文学大系本『日本書紀』下(岩波書店、一九六五年)五〇六頁頭注。
- (26) 日本古典文学大系本『日本書紀』下(前掲)五〇六～五〇七頁頭注。
- (27) 『明治前日本天文学史』(前掲)二四三～二四五頁。
- (28) 岡田芳朗「古代曆日の諸問題 第二編」(『聖徳太子研究』第十四号、一九八〇年)八〇頁。
- (29) 同右、八二頁。
- (30) 同右、八二頁。
- (31) 拙著『日本古代国家史研究』(東京大学出版會、一九八〇年)第二編一。
- (32) 内田正男『日本曆日原典』(前掲)一二〇、五三〇頁。
- (33) 『明治前日本天文学史』(前掲)二四七頁。
- (34) 『続日本紀』天平七年四月辛亥条。
- (35) 同右天平宝字元年十一月癸未条。
- (36) 『明治前日本天文学史』(前掲)第三編、第二章「中古の曆法」参照。
- (37) 『令義解』職員令陰陽寮条。
- (38) なお、曆博士、曆生等の待遇については、岡田芳朗「奈良時代の頒曆について」(前掲)にまとめられている(二三頁)。
- (39) 広瀬秀雄『曆』(前掲)六二頁。
- (40) 延喜陰陽寮式中星曆条に「凡中星曆者、八十二年一度造進、其用途者、博士臨事勘録進寮、寮即申省請充、」とある。なお、広瀬秀雄『曆』(前掲)六三頁参照。
- (41) 日本思想大系本『律令』(岩波書店、一九七六年)六九六頁。
- (42) すでに弘仁陰陽寮式には具注御曆二卷、七曜曆一卷、頒曆一六六卷と見える(同逸文、日本思想大系本『律令』四七六頁頭注)。
- (43) 岡田芳朗『日本の曆』(前掲)に、造曆の用度材料について整理がされている(六八～七一頁)。
- (44) 広瀬秀雄『曆』(前掲)六二頁。
- (45) 岡田芳朗氏は「『御曆』は『頒曆』一部の約三倍の紙数を用い、一年を二卷に分けたのは、一日ごとに二～三行の余白を備えていたことを示しており、平安時代以後の公卿の用いた具注曆の起源となったものと考えられる」(同『日本の曆』七一頁)といっている。
- (46) 『藤原宮木簡』一(解説)(奈良国立文化財研究所、一九七八年)五

〇頁。

- (47) 『大日本古文書』二ノ六七頁。
- (48) 拙稿「静岡の古代氏族」(『静岡市史』第一卷第三編第一章第二節、静岡市役所、近刊)六〇〇、六〇三〜六〇四頁。
- (49) 狩野久『木簡』(至文堂、一九七九年)二六頁。なお、滝川政次郎「短冊考——弘田柵址出土の木札について——」(同『法制史論叢』第四冊、角川書店、一九六七年)参照。
- (50) 狩野久『木簡』(前掲)二七頁。
- (51) 『御殿・二之宮遺跡発掘調査報告』I(静岡県磐田市教育委員会、一九八一年)七一〜七三頁。
- (52) 狩野久『木簡』(前掲)「木簡の内容」項。なお、岸俊男「木簡」(『新版考古学講座』7、雄山閣、一九七〇年)は、木簡の種類を(A)文書記録類、(B)付け札類、(C)その他の三種に分類している。
- (53) 狩野久『木簡』(前掲)二八頁。
- (54) 同右、六二頁。
- (55) 国学院大学伊場遺跡調査隊編『伊場遺跡』(浜松市役所、一九五三年)一〇七〜一〇八頁。
- (56) 「一九七九年出土の木簡——静岡・城山遺跡」(前掲)、辰巳均「城山遺跡と唐三彩」(前掲)。
- (57) 例えは『伊場遺跡遺物編』2(浜松市教育委員会、一九八〇年)五二〜五四頁、および竹内理三編『伊場木簡の研究』(東京堂出版、一九八一年)の諸論文等参照。
- (58) 『日本住宅公団藤枝地区埋蔵文化財調査報告書Ⅲ 志太郡家跡』(藤枝市土地開発公社・藤枝市教育委員会、一九八一年)。
- (59) 拙稿「古代駿河遠江両国の東海道」(『静岡県歴史の道調査報告書——東海道——』総説I、静岡県教育委員会、一九八〇年)は、こうした観点から郡家と交通の関係について若干考察を加えた。

付記 (1)本稿は、一九八〇年十二月七日に行なわれた木簡学会第二回大会での報告を基礎に成稿したものである。

同大会の席上、加藤優氏により、慶雲元年(七〇四)のものと推定される暦日記事を記した次のような木簡が藤原宮跡東面大垣地区から出土したことが報告された。

五月大一日乙酉水平 七月大一日甲申

(〇八一型式・藤原宮木簡) (図)

本木簡について、岡田芳朗氏は「各月の大小、朔干支、五行、十二直を具注暦から書抜いた一種の略暦」と性格づけた(『歴史考古学と紀年法』(前掲)六三頁)。岡田氏は、また「大の月と小の月とに分けて記されていた一種の『月頭暦』」(同前)とも言っているが、私見では「^{五月}六^月」^{七月}「^{八月}」^{九月}というように並列で書かれていたものの一部と思われ、これに類似の略簡として、中国敦煌出土の永光五年(三八)の漢簡がある(森鹿三「敦煌・居延出土の漢簡について」(同『東洋学研究』漢簡篇、同朋社、一九七五年)。森氏が「漢簡のA型式」と名付けたこの種の略簡は一枚の簡に書かれており、別に六十干支の表を手許において使うものだったようである(同書一五二頁)。

この結果、木簡暦としては藤原宮出土のものが国最古であるが、略暦と推定されるため、各月の朔日から晦日までの暦注を記した具注暦としては、やはり城山遺跡出土のものが国最古の例ということになる。

(2)脱稿直前、狩野久氏より、具注曆木簡の類品かと目される重要資料を迂闊にも見落していたことを示教された。問題の資料は、松原順正編『正倉院宝物銘文集』(吉川弘文館、一九七八年)の樂器・樂具の項に収められている伎楽面「(29)第十五号(醉胡王)」の「頭内部埋木」に書かれている具注曆断簡とおぼしきものである。次に関係部分を示そう。

(29)第十五号(醉胡王) 〔右頬裏〕

「相模国」

(頭内部埋木)「〔後力〕歳□天恩

歳前天恩

春分
三月中 歳前恩□

歳前□「」

忽々の間、現物はもとより写真についても実見していないため不安は残るが、これを具注曆下段の一部と見てまず誤りはないものと思う。曆学的検討は識者の手にゆだねるとして、木簡学的観点から一、二気付いた点を記しておきたい。

まず第一の問題は、これを木簡と認定しうるかどうかということであるが、材質の点からは埋木として転用されている以上、まず問題は無い。法量が不明であるため、多くは言えないが、四行分が現存することは、或いは城山遺跡出土の具注曆木簡より幅広と見なければならぬのであろうか。しかし、伎楽面の内部の埋木として使われている以上、著しく広幅のものとは思えない。木目の方向など

も知りたいと思う。いずれにしても、現状では確定的なことは言えないが、具注曆木簡の可能性は少なくとも思われる。

第二の問題は、この具注曆がどこで使用されたかという点である。そこで注目されるのが、右頬裏に書かれた「相模国」という銘文である。伎楽面の左右の頬裏、又は頭部内面などに国名を記したものが十例ある。「周防」四、「長門」一、「讃岐」三、「常陸」一、そして「相模国」二である(同書一九七〇一九九頁)。これらがもし、伎楽面を製作・貢上した国名を示すとすれば、この具注曆断簡は相模国に関係するものということになるし、また埋木は京内または東大寺の工房で行なわれたものとすれば、木簡に書かれた具注曆が京内または中央官司にも存在したことを示唆するものとなる。いずれにしても甚だ興味深い問題といわねばならない。今はただ問題の所在の一端を示して、識者の垂教をまちたい。

(3)最後に、本稿の作成にあたっては、可美村教育委員会、浜松市博物館、静岡県教育委員会文化課および奈良国立文化財研究所より多大の便宜を与えられた。また、岡田清子氏、岡田芳朗氏よりは曆について懇切な垂教をいただき、特に岡田芳朗氏からは多数の論文抜刷の恵を得、多大の恩恵に浴した。そして、狩野久氏には、いつに渝らぬ励しを受け、重大な目こぼしを救っていただいた。銘記して各位に深甚の謝意を表したい。